## 全国民生委員互助事業　給付金申請の時宜と留意事項について【令和5年度】

| | 種　別 | 申請できる期間<br>（全て発生後１年以内） | 申請のタイミング | 留意事項 |
|---|---|---|---|---|
| 公務関係 | 公務死亡 | 発生後直ちに～発生後１年以内 | 発生後、速やかに申請してください。 | 必要書類の添付 |
| | 公務傷害見舞 | 発生後1年以内 | **＜重度の後遺障がいや長期（180日以上）の入院を伴わない負傷の場合＞**<br>事故発生後、治療中であってもできる限り早期に申請ください。<br><br>**＜重度の後遺障がいや長期（180日以上）の入院を伴う場合＞**<br>治療期間が180日を超えた時点で速やかに申請ください。 | 必要書類の添付<br><br>※医師の診断書は、原則として受傷後1か月以内の取得をお願いします。 |
| | 公務疾病見舞 | 発生後１年以内 | **＜完治した場合＞**<br>完治後、速やかに申請してください。<br><br>**＜治療中の場合＞**<br>治療期間が180日を超えた時点で速やかに申請ください。 | 必要書類の添付<br><br>※医師の診断書は、原則として発症後1か月以内の取得をお願いします。 |
| 一般給付 | 一般死亡 | 発生後直ちに～発生後１年以内 | 発生後、速やかに申請してください。 | 死亡年月日の記入 |
| | 配偶者死亡 | 発生後直ちに～発生後１年以内 | 発生後、速やかに申請してください。 | 死亡年月日の記入<br>※表下部改定内容とp.5（3）参照 |
| | 一般傷病<br><br>療養1か月以上2か月未満<br>（31日～60日） | 完治後直ちに～発生後１年以内 | 全治期間が31日～60日で確定したら、速やかに申請してください。 | ・同一事由によるものは1回のみ申請可<br>・全治期間の記入 |
| | 一般傷病<br><br>療養2か月以上<br>（61日～） | 発生から2か月経過後～発生後1年以内 | 治療期間が、2か月（61日）を超えた場合は、治療中でも申請可能です。<br>2か月（61日）を超えた時点で、速やかに申請してください。 | ・同一事由によるものは1回のみ申請可<br>・全治期間（あるいは発生日～治療中）の記入 |
| | 災害見舞<br><br>（全壊・大規模半壊・中規模半壊）<br><br>（半壊・準半壊） | 発生後直ちに～発生後１年以内 | 発生後、関係官公署より罹災証明書を取得のうえ、速やかに申請してください。 | 罹災証明書による被害区分（全壊、大規模半壊、中規模半壊、半壊、準半壊）、被災の年月日・種類（台風〇号、▽▽地震、火災等）の記入 |
| | 退任慰労<br>（在任3年を超える9年未満）<br>（在任9年以上15年未満）<br>（在任15年以上） | 発生後直ちに～発生後１年以内 | 発生後、速やかに申請してください。 | 退任年月日と在任期間の記入<br>※表下部改定内容とp.5（3）参照 |

〇令和2年10月16日一部改定。一般給付 災害見舞に「準半壊」基準を追加。「準半壊」基準は令和2年4月1日以降発生した災害に遡及適用。
〇令和3年9月29日一部改定。一般給付 災害見舞に「中規模半壊」基準を追加。「中規模半壊」基準は令和2年7月3日以降発生した災害に遡及適用。
〇令和4年3月1日一部改定。一般給付 配偶者死亡の弔慰金1万5千円を1万円に減額。退任慰労の対象「3年以上」を「3年を超える」に改定。いずれも令和4年12月1日より適用。